

# 求人メディア「届出制」10月施行へ 施行規則・指針改正の 議論始まる

法規制だけでなく「業界のガバナンスとの両輪」を期待する声も



改正職安法が成立し、求人メディア「届出制」の10月施行へ向けたルールの明確化などの検討会が4月13日、労政審・労働力需給制度部会で始まった。ここでは労政審・部会での議事内容、資料等を基に、「施行規則・指針改正」の概要の把握と論点整理を行い、10月施行へ向けたルール整備の具体的なイメージを模索したい。また改正職安法の成立前に開かれた国会・衆議院厚生労働委員会における求人メディア「届出制」に関する委員の質疑内容等も、それを踏まえた議論として、一部取り上げた。

(本誌 伊藤秀範)

## 政省令・指針改正で加わる 「厚生労働省令で定める…」 の中身

「正確かつ最新の内容に保つための措置」とは？



### 施行へ向けた具体的な 中身の検討

求人メディアを法規制の対象とした今回の改正職業安定法では、求人メディア等及びそれらによる求人・求職情報の提供を行う「募集情報等提供事業者」に対して、以下のような法的な位置付けがなされた。

まず定義としては、①新たな形態の求人メディア（ネット上の公表情報を収集する求人メディア等）については、「募集情報等提供」の定義に含めるとともに、募集情報等提供事業者を、雇用情報の充実に関し、ハローワーク等と相互に協力するよう努める主体として法的に位置付ける——とされた。

そのうえで②募集情報等提供事業者に対しては、募集情報等の正確性や最新性を保つための措置、個人情報保護、苦情処理体制の整備等を義務付けるとともに、現行の助言・指導に加え、改善命令等の指導監督を可能とする。特に求職者情報を収集する募集情報等提供事業者は事前に届出を行うこと

とし、迅速な指導監督を可能とする——と内容が示された。

4月13日に開催された「第340回労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会」（以下、労働力需給制度部会）では、この改正職安法の今年10月1日の施行へ向け、その具体的な中身を検討するための政令・省令、そして指針の改正に向けたたたき台ともいふべき、対応案が示された。

この日の労働力需給制度部会で示された政令・省令、そして指針の改正へ向けた対応案については、部会資料から抜粋し、それぞれ図表2、図表3 a b、図表4 a bに掲載した。

今回は、紙幅の都合もあり、改正の対象となる政令・省令、そして指針の中から、特に労働力需給制度部会に参加した委員から意見、質問の多かった改正条文とその対応案を中心に見ていきたい。

### 「職業安定法施行令」 における改正案

まずは政令である「職業安定法

施行令」における改正案の検討事項は「求人不受理」についての一件のみ。

「求人不受理」については、現行の職業安定法第5条6において、「職業選択の自由」を保障する趣旨から、以下のように規定されている。

職業安定法第5条の6  
公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求職の申込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる。

職業安定法施行令では、この職安法で定められた「全件受理」の例外として、「求職者の就業継続に重大な影響を及ぼす求人を未然に排除するため、一定の労働関係法令に違反する求人者からの求人については受理しないことができる」と規定している。

今回、求人メディアの法規制に伴い、この職業安定法施行令の改正案として、事務局からは以下の